

保険薬局の揭示事項

①調剤管理料及び服薬管理指導料に関する事項（薬局内、ウェブサイト）
⇒[県薬HP](#)>[会員サイト](#)>[調剤報酬改定関係](#)

②調剤報酬点数表（薬局内、ウェブサイト）⇒[県薬HP](#)>[会員サイト](#)>[調剤報酬改定関係](#)

③施設基準の届け出た事項（薬局内、ウェブサイト）

- ・調剤基本料　・地域支援体制加算
- ・連携強化加算　・後発医薬品調剤体制加算
- ・在宅薬学総合体制加算　・医療DX推進体制整備加算
- ・無菌製剤処理加算　・特定薬剤管理指導加算 2
- ・かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料
- ・在宅患者訪問薬剤管理指導料
- ・在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算
- ・在宅中心静脈栄養法加算

④明細書の発行状況に関する事項（薬局内、ウェブサイト）

⇒[県薬HP](#)>[会員サイト](#)>[調剤報酬改定関係](#)

- ・一部負担金等の支払いがない患者に関する記載
- ・会計窓口で明細書の交付を希望しない場合の掲示

⑤保険薬局及び保険薬剤師療担規則第三条第四項及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準第二六条第四項に規定する体制に関する事項（薬局内）

⇒[県薬HP](#)>[会員サイト](#)>[調剤報酬改定関係](#)

⑥地域支援体制加算関係 ⇒[県薬HP](#)>[会員サイト](#)>[調剤報酬改定関係](#)

- ・連携薬局及び自局に直接連絡が取れる連絡先電話番号の掲示（薬局外）
- ・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う薬局である旨（薬局の内外）
- ・開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制に係る**周知**（自局及び同一グループ、地域の行政機関又は薬剤師会等）

⑦後発医薬品調剤体制加算関係 ⇒[県薬HP](#)>[会員サイト](#)>[調剤報酬改定関係](#)

- ・後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨（薬局の内外）
- ・後発医薬品調剤体制加算を算定している旨（薬局内）

⑧連携強化加算関係

- ・災害や新興感染症発生時における対応可能な体制を確保している旨
（自局、自局の所在している行政機関、薬剤師会等の**ウェブサイト等**
で広く周知すること）

⑨在宅薬学総合体制加算関係 ⇒[県薬HP](#)>[会員サイト](#)>[調剤報酬改定関係](#)

- ・地域の行政機関、保険医療機関、訪問看護ステーション及び福祉関係者等に対して、急変時等の開局時間外における在宅業務に対応できる体制の**周知**（自局及び同一グループ、地域の行政機関、薬剤師会等）
- ・保険薬局が実施可能な在宅業務に係る内容の**周知**

⑩医療DX推進体制整備加算関係 ⇒[県薬HP](#)>[会員サイト](#)>[調剤報酬改定関係](#)

- ・医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、及び活用して調剤を行っている旨
（薬局のみやすい場所及びウェブサイト）

⑪医療情報取得加算関係 ⇒[県薬HP](#)>[会員サイト](#)>[調剤報酬改定関係](#)

- ・オンライン資格確認を行う体制を有している旨
（薬局の見やすい場所及びウェブサイト等）
- ・処方箋を提出した患者に対し、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して調剤を行う旨（薬局の見やすい場所及びウェブサイト等）

⑫調剤技術料の時間外加算等関係 ⇒[県薬HP](#)>[会員サイト](#)>[調剤報酬改定関係](#)

- ・開局時間及び休業日（薬局の内外）
※開局時間以外における調剤体制（薬局の外側）

⑬薬剤調製料の夜間・休日等加算関係 ⇒[県薬HP](#)>[会員サイト](#)>[薬局内外への掲示物](#)

- ・開局時間及び休業日（薬局の内外）
- ・当該加算の対象となる日及び受付時間帯（薬局内）

<その他>

- ・『保険薬局』である旨の標示（薬局の外側）

※労災指定薬局の場合は、『労災指定薬局』である旨の標示

（タテ10cm×ヨコ5.5cm、地色：濃紺 文字色：白）

- ・実費徴収するサービス（薬局内、ウェブサイト）

[⇒県薬HP> 会員サイト> 調剤報酬改定関係](#)

- ・取扱い可能な公費負担医療（薬局内）

- ・長期収載品の調剤に係る選定療養に関する事項（薬局内、ウェブサイト）

[⇒県薬HP> 会員サイト> 調剤報酬改定関係](#)

- ・薬局開設許可証（薬局内）

- ・薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項（薬局内）

[⇒県薬HP> 会員サイト> 薬局内外への掲示物](#)

- ・薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項（薬局内） [⇒県薬HP> 会員サイト> 薬局内外への掲示物](#)

- ・勤務する薬剤師の氏名（薬局内）

- ・薬剤師の不在時間（薬局内及び外側）

- ・薬局機能情報（薬局内で閲覧できるように用意）

- ・個人情報の取扱いに関する事項（薬局内） [⇒県薬HP> 会員サイト> 調剤報酬改定関係](#)
（個人情報の利用目的、個人情報保護に関する基本方針）

※ウェブサイトを有している場合：ウェブサイトへの掲載は、**令和7年5月31日まで経過措置**

揭示物例

揭示物①調剤管理料及び服薬管理指導料に関する事項

③施設基準の届け出た事項

⑤療担規則等に関する事項

実費徴収するサービス

当薬局の設備・機能及び処方箋応需にあたって提供するサービスの概要について

- 当薬局は、どの保険医療機関の処方箋でも応需いたします。
現在、約〇〇〇〇品目の医薬品を備蓄しています。在庫のない医薬品が処方されている場合は、至急手配して調剤いたしますが、時間がかかる場合がございますことをご了承ください。
また、一部の医薬品について、十分な供給が難しい状況が続いておりますが、患者様に必要な医薬品を確保するために、地域の医療機関への情報提供や地域の薬局と在庫状況を共有し、医薬品を融通し合う取り組みを行っています。
- 当薬局は、休日や夜間も処方箋を受付いたします（詳しくは、別提示を参照ください）。
- 当薬局は、生活保護法、感染症法、障害者総合支援法などの各種公費負担医療のほか、労災保険に係る処方箋も受付いたします。
- 当薬局は、患者様の服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無、他医療機関の受診状況等を確認させていただいています。
また、患者様の了解のもと、オンライン資格確認等システムを通じて、患者様の薬剤情報や特定健診情報を薬剤師が確認させていただいています。
- 当薬局は、服用薬の重複や相互作用をチェックするため、併用薬、服薬状況などについてお伺いいたしますので、ご協力をお願いいたします。場合によっては、処方医と相談の上、処方を変更することがございますので、ご了承ください。
- 当薬局は、お薬の使い方や注意いただきたいことなどを、十分にご説明いたします。お薬について、わからないことなどがありましたら、薬剤師へご相談ください。
また、薬をお渡しした後も必要に応じて電話等にて服薬期間中の体調の変化等をお伺いすることがございます。
- 当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進する観点から、領収書の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。
- 当薬局では、服用される薬の名称と効能、服用方法及び服用にあたって注意すべき点などを文書にして提供いたします。
また、ご自身の薬の服用歴を記録するための手帳（お薬手帳）です。お薬手帳によって、かかりつけの医師、歯科医師や訪問看護する者が患者様の服用薬を確認することができます。お薬手帳をお持ちでない場合は、お申し出により作成いたします。
- 当薬局では、有効かつ安全に薬物療法を受けていただくために師に問い合わせを行う場合があります。
また、必要があれば、患者様の了解のもと、患者様の服薬状況報告提供させていただくことがあります。
- 当薬局では、入院を予定している医療機関からの求めに応じて医療機関へ情報提供をする取り組みを行います。
- 当薬局は、オンライン資格確認システムを通じて、薬剤情報や実施できる体制をとっています。
- 当薬局は、災害や新興感染症発生時等において、関係機関と連

絡対応しています。

- 当薬局は、以下の項目について、東北厚生局へ届出を行い、受理され、算定が認められています。
 - 調剤基本料〇
 - 地域支援体制加算〇
 - 連携強化加算
 - 後発医薬品調剤体制加算〇
 - 在宅薬学総合体制加算
 - 医療 DX 推進体制整備加算
 - 無菌製剤処理加算
 - 特定薬剤管理指導加算 2
 - かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料
 - 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算
 - 在宅中心静脈栄養法加算

患者様に実費負担していただくサービス等について

患者様の希望に基づく次のサービス等については、実費負担をお願いしています。

- 患者様の希望に基づき服用時点ごとに薬を一包み（一包化）する場合
7日分ごとに：320 円
- 患者様の希望に基づく甘味剤の添加
 - 〇主薬が液剤の場合：350 円
 - 〇主薬が散剤又は顆粒剤の場合：450 円
- 薬事法の承認を受けたものの保険適用前の医薬品を調剤する場合
薬剤料：投与数量に応じた実費
- お宅にお伺いして薬剤管理指導を行う場合の交通費
 - 〇公共交通機関を利用してお伺いする場合：実費
 - 〇自家用車等を利用する場合：市内 無料／市外 〇〇〇円
- 保険収載された新薬の適応外使用
薬剤料：投与数量に応じた実費
- ポリ容器
容器の大きさによって実費（30～80 円）
- 喘息治療剤のための小型吸入器等
 - 〇喘息治療剤の小型吸入器：〇〇〇円
 - 〇鼻腔・口腔内治療剤の噴霧・吸入器具：〇〇〇円
※治療後、当該容器を返還いただいた場合は実費を返還いたします。
- 調剤した医薬品のご自宅への持参料
市内 〇〇〇円／市外 〇〇〇円

⑨在宅薬学総合体制加算

〇〇〇〇薬局 〇〇〇店 管理薬剤師 県薬 太郎
〒960-0000 福島市〇〇〇町0-0-0 TEL 024-500-0000 FAX 024-500-000
(福島県知事指定介護事業所 第〇〇〇〇号)

掲示物⑦後発医薬品調剤体制加算

ジェネリック医薬品 調剤します



※当薬局は後発医薬品調剤体制加算1を算定しています。

ジェネリック医薬品をご希望の方は、
お気軽にご相談ください。

※当薬局は後発医薬品調剤体制加算1を算定しています。



掲示物⑨在宅薬学総合体制加算

当薬局の行っている訪問薬剤管理指導について

在宅療養中で通院が困難な患者様の場合、処方箋による医師の指示があるときには、調剤後ご自宅を訪問し、お薬の飲み方の指導や管理などをさせていただきます。

在宅でのお薬の管理状況等が改善されれば中止することが可能ですので、ご希望される場合はお気軽にお申し出ください。



医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導

同一建物居住者以外	650点/回
同一建物居住者	
2～9人	320点/回
10人以上	290点/回

※1点＝10円。
※麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

介護保険の方

居宅療養管理指導および
介護予防居宅療養管理指導

同一建物居住者以外	518単位/回
同一建物居住者	
2～9人	379単位/回
10人以上	342単位/回

※1単位＝10円。
※厚生労働省が定める地域により、金額が異なることがあります。

当薬局で実施可能な在宅業務について

- 薬剤管理
(重複投与・併用薬の確認等、残薬の管理、服薬状況と保管状況の確認)
- 医薬品・衛生材料等の供給
- 服薬指導・服薬支援 (服薬の方法や効果の説明)
- 麻薬の調剤・服薬管理と廃棄
- 無菌製剤の調剤
- 服薬効果や副作用などのモニタリング
- 担当医への処方提案
- 訪問看護師、ケアマネジャーなど医療福祉関係者との連携・情報共有



〇〇〇〇薬局 〇〇〇店 管理薬剤師 県薬 太郎
〒960-0000 福島市〇〇〇町 0-0-0 TEL 024-500-0000 FAX 024-500-000

(福島県知事指定介護事業所 第〇〇〇〇号)



とっても
簡単!

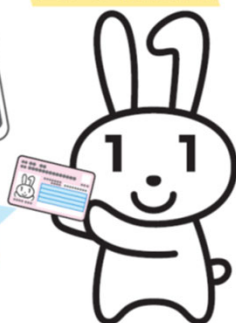
マイナンバーカード

1

受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



2

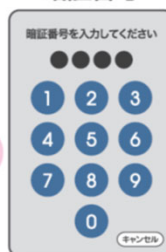
本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3

同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・処方情報を
当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

同意する

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4

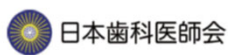
受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。



掲示物⑪医療情報取得加算

マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。





**マイナンバーカードが
保険証として使えます。**

POINT 01

より良い医療が可能に！

初めての医療機関等でも、薬剤情報等の聞き取りを使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！

用度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！





事前に登録するだけで利用できます！

詳しくは [マイナポータル](#)





保険証の代わりにマイナンバーカードで

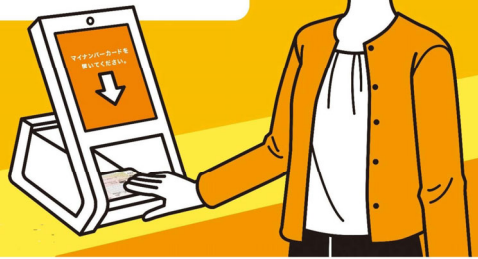
マイナ受付



マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



マイナ保険証をお持ちの方は、マイナンバーカードをカードリーダーへ置いてください。

当薬局では、患者様より同意をいただいた上で、
薬剤情報(医療機関で投与されたお薬や薬局等で受け取った処方薬の情報)や特定健診(メタボ健診)情報等を薬剤師が確認し、それらの情報に基づいた調剤を行っています。

⚠ 令和6年12月2日から現行の健康保険証は発行されなくなります。
※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です。

掲示物⑫調剤技術料の時間外加算等

⑬薬剤調製料の夜間・休日等加算

⑦後発医薬品調剤体制加算

開局時間等のご案内

月～金 9:00～18:00
土 9:00～13:00

定休日：日、祝日、年末年始

夜間・休日など開局時間外の調剤・相談等については、転送電話にて 24 時間対応しています。

なお、下記時間帯に応需した処方箋については、受付 1 回につき、「夜間・休日等加算」として 40 点を加算することが認められています。

＜夜間・休日等加算の対象時間＞

月～金 19:00～8:00
土 13:00～8:00

※日曜日、祝日、年末年始（12/29～12/31・1/2・1/3）も対象になります。



当薬局では、ジェネリック医薬品の積極的な調剤を行っています（後発医薬品調剤体制加算 1 を算定）。

保険薬局 ○○○○薬局

患者のみなさまへ

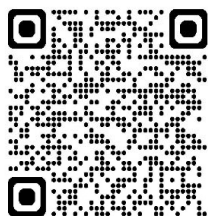
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために